



環境省におけるCFPの取組

令和 6 年 3 月 26 日

環境省地球環境局地球温暖化対策課
脱炭素ビジネス推進室



R5年度個社向けモデル事業の概要



- 製品・サービスのカーボンフットプリント（CFP）の算定、削減、表示に係る参加企業の主体的な取組を支援し、CFPの知見を得てもらうとともに、排出削減の取組とビジネス成長を両立させる先進的なロールモデルを創出する

背景と目的

- 「国民が脱炭素に貢献する製品・サービスを選択できる社会」を実現するためには、購買活動における気候変動影響が、CFPを通じて消費者に「見える化」される必要
- 一方で、CFPの算定等を行う難易度や業務負担が課題となり、取組を躊躇する企業も少なくないところ
- 本モデル事業は、今後B2Cの製品・サービスを中心に、比較的簡易な算定¹によるCFPの取組を社会全体に普及させるため、先進的なロールモデル創出を目指すもの

モデル事業の全体の流れ

CFPの算定



CFP削減策の検討



CFPの表示の
検討・実施



参加企業の主体的な取組を、事務局が支援

カーボンフットプリント(CFP : Carbon footprint)とは
1つの製品やサービスについて、原材料調達から消費者が廃棄するまでに排出する温室効果ガスの総量をCO₂相当量で表現した数値のこと



カーボンフットプリント
12.5kg-CO₂e

1. ここでいう「比較的簡易な算定」とは、「カーボンフットプリント ガイドライン（別冊）CFP 実践ガイド（2023年5月、経済産業省・環境省）」に則り、他社製品・サービスとの比較を前提としない算定をいう。 (<https://www.env.go.jp/content/000136177.pdf>)

令和5年度 モデル事業参加企業・対象製品・成果

■今年度モデル事業では5件を選定。結果を踏まえて実践ガイドのアップデートを予定。

甲子化学工業株式会社

チヨダ物産株式会社

株式会社ハースト婦人画報社

マルハニチロ株式会社

ミニストップ株式会社

対象製品・サービス
(予定)



HOTAMET
(防災ヘルメット)



HYDRO-TECH
ビジネスシューズ



イベント
「ELLE ACTIVE! for SDGs」

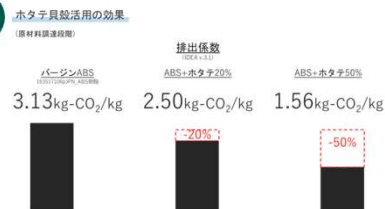


市販冷凍食品
(白身魚フライ)



ソフトクリーム
(食べるスプーン付き)

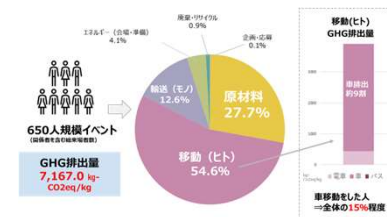
実績
(一例)



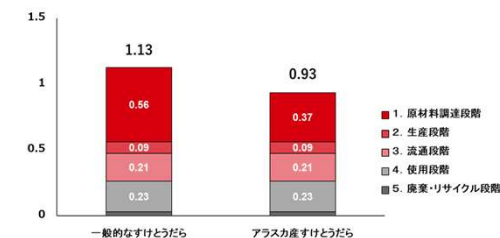
廃棄されていたホタテの貝殻を使用することでプラスチックのみで作られたヘルメットよりも原材料調達段階の排出量において優位性が認められた



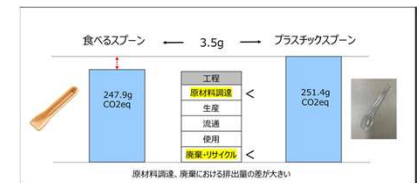
新製品のCFPの算定結果を製品に表示することで、顧客向けのブランディングとして活用した



イベントにおける大きな排出源は人の移動段階であり、特に関係者や機材の移動に係る車の移動による排出が多いことを確認した



MSC認証のアラスカ産スケウダラの排出係数を用いることにより、一般的なスケウダラと比較してGHG排出量を削減した



従来プラスチックスプーンと比較して、食べるスプーンの方が原材料調達及び廃棄・リサイクル段階において優位性が認められた

令和5年度モデル事業での取組 -株式会社ハースト婦人画報社-



■ モデル事業初のサービス事業として、ライフサイクルステージのバウンダリー設定から検討。今後はCFPの算定結果について、積極的に発信し、社会の意識・行動変容の促進を目指す

選定商品

SDGs関連イベント
「ELLE ACTIVE! FESTIVAL 2023」

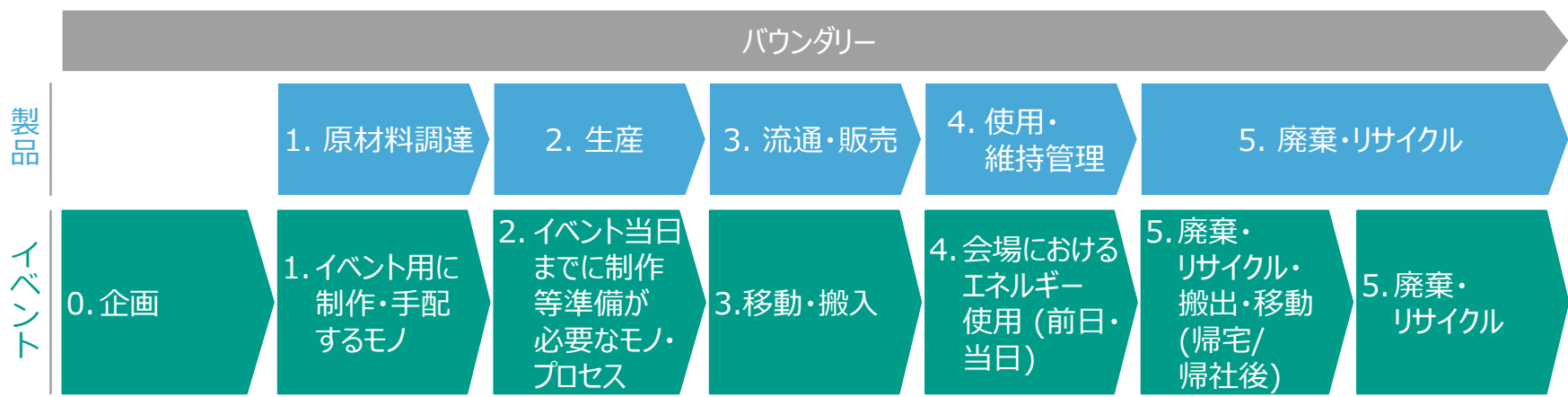


CFP算定結果

属性別排出量	2023年時	
	kg-CO2eq/kg	排出量割合
企画/応募	10.7	0.1%
原材料	1,986.0	27.7%
移動 (ヒト)	3,915.7	54.6%
輸送 (モノ)	900.0	12.6%
エネルギー (会場・準備)	293.4	4.1%
廃棄・リサイクル	61.2	0.9%
TTL排出量	7,167.0	

サービスにおけるCFP算定方法の検討

- サービス (イベント) のバウンダリーは一般的な製品と合致しないため、ISOに基づき自社で検討した
 - 企画段階や、人の移動なども含まれる



CFP活用策

ブランディング

- CFPの算定結果をメディアとして広く伝えていく予定

令和5年度モデル事業での取組 -マルハニチロ株式会社-



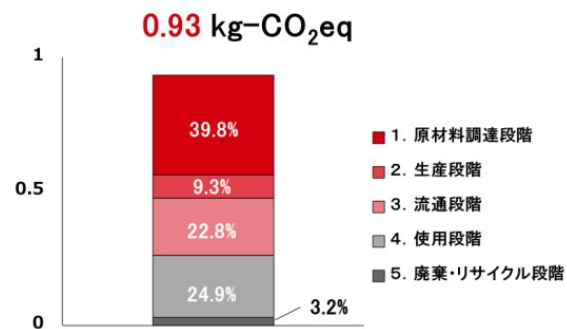
- 対象製品の主な原材料である、MSC認証のアラスカ産すけとうだらの排出量削減効果をアピール

選定商品

冷凍食品「白身魚タルタルソース」



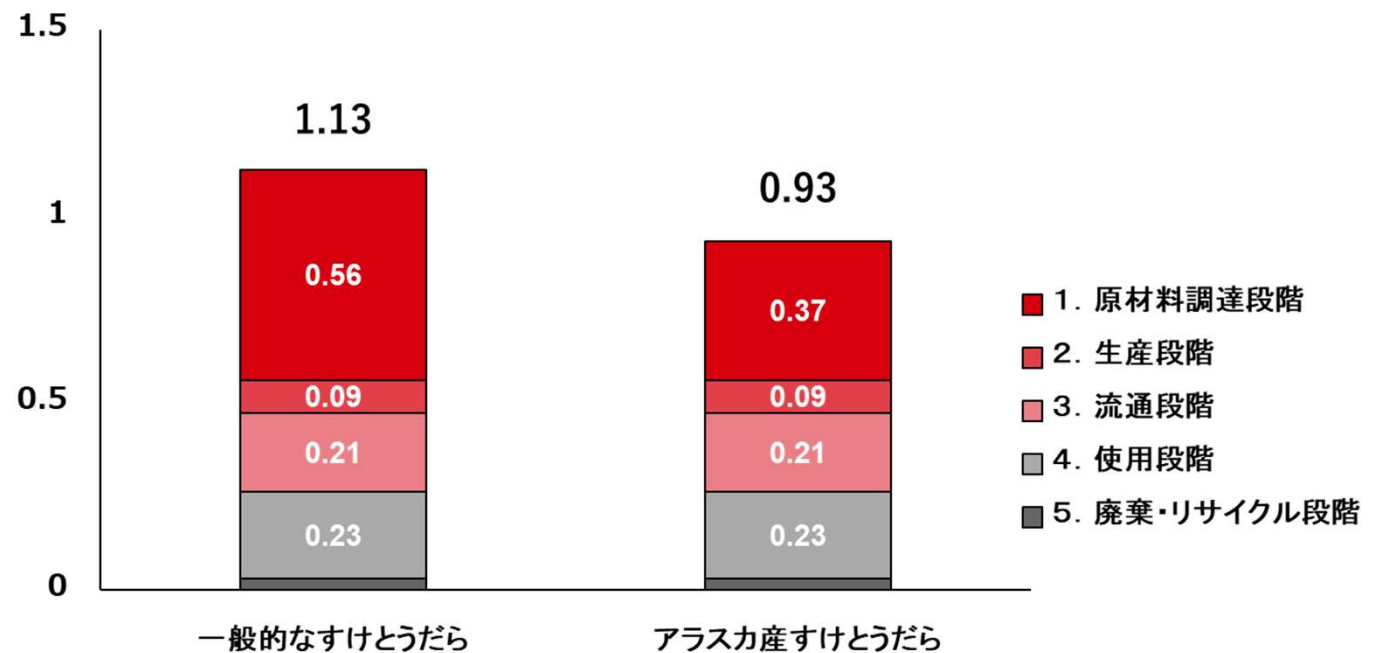
CFP算定結果



CFP活用策

ブランディング

- 対象製品の原材料である、MSC認証のアラスカ産すけとうだらを用いた場合の排出量削減効果をアピール



令和5年度モデル事業での取組 -ミニストップ株式会社-



- CFPの算定結果を商品や店頭で積極的に表示することで、お客さまの行動変容につなげることに加え、サプライヤーとも積極的に協力していくことを検討

選定商品

「ソフトクリーム バニラ（食べるスプーン）」



CFP算定結果

ソフトクリームバニラ
食べるスプーン
算定結果

(247.9g-CO₂eq)
(0.2479kg-CO₂eq)

CFP活用策

ブランディング

- 製品の包装や店頭などで算定結果の表示を検討、消費者の行動変容につなげる想定

製品への表示（スリーブ）



イメージ図

販促物への表示（メニューコルトン）



イメージ図



GHG排出量削減

- 原材料の調達先であるサプライヤーなどのサプライチェーン上流との協力も含めた施策を検討

CFPの現状・課題認識と解決の方向性

■ CFP（製品・サービスのカーボンフットプリント）が消費者に表示される世界の実現に向けては、業界単位でのルール形成も必要と認識

現状と課題

「国民が脱炭素に貢献する製品・サービスを選択できる社会」を実現するためには、購買活動における気候変動影響が、CFPを通じて消費者に「見える化」される必要である

上記実現に向け、政府は省庁横断的にCFPに取り組んできた

- ・ 「カーボンフットプリントガイドライン」（経済産業省・環境省）を整備し、CFP算定・表示の方法論を提示
- ・ 環境省では個社のCFP算定・表示に係る支援を実施し、その結果も踏まえてCFP実践ガイドを作成し、より具体的なCFPへの取り組み方を提供

CFPガイドラインや国際規格において個社ごとの取り組みは認められているものの、以下の課題が存在する

1. 企業に委ねられる部分が多く、判断が難しい
2. 異なるルールでのCFPが乱立することで、消費者がグリーン製品を選択する際の煩雑さを招く

上記課題により、業界単位等でのルール策定を求める声もあると認識

来年度事業の方向性

- ✓ これまでのモデル事業のような個社向けの支援に加え、CFPの業界共通ルール策定の加速化支援を公募により実施予定
 - A CFP表示による目指す姿を設定
 - B 目指す姿実現に必要な業界共通ルールの策定
 - ・ CFP算定ルール
 - ・ CFP表示ルール
 - C CFPの表示実現に向けたロードマップの策定
- ✓ 加えて、CFPの表示に関して、国際規格などを踏まえた必要最低限の要件について、整理予定

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案の概要

パリ協定に基づく我が国の目標（NDC）の確実な達成に向けて国内外で地球温暖化対策を加速するため、以下の措置を講ずる。

- ① 二国間クレジット制度（JCM）の着実な実施を確保するための実施体制強化
- ② 地域共生型再エネの導入促進に向けた地域脱炭素化促進事業制度の拡充 等

改正法の施行期日：令和7年4月1日 ※一部の規定は公布日等施行

背景

- 二国間クレジット制度（JCM）は、優れた脱炭素技術によるパートナー国での排出削減に加え、脱炭素市場の創出を通じた我が国企業の海外展開やNDC達成にも貢献。
- 増加するパートナー国・プロジェクトに関する調整や、排出削減・吸収量の目標達成※に向けて、JCMの実施体制の強化が急務。
- また、地域共生型再エネの導入促進のため、再エネ促進区域の設定等の加速化に向けた制度の拡充が必要。

※ パートナー国は2022年8月以降12か国増加し計29か国。また、2030年度までに累積1億t-CO₂程度の国際的な排出削減・吸収量を確保するとの目標に対し、既存プロジェクトによる累積削減量は約2,300万t-CO₂。（2024年2月時点）

JCMプロジェクトの例



バイナリー方式地熱発電（フィリピン）



廃棄物発電（ベトナム）

地域共生型再エネの例



水上太陽光発電（埼玉県所沢市）



バイオガスプラント（北海道土士幌町）

主な改正内容

① 二国間クレジット制度（JCM）の実施体制強化等

- パートナー国との調整等を踏まえたJCMクレジットの発行、口座簿の管理等に関する主務大臣の手續等を規定する。
- 現状、業務の内容に応じ、政府及び複数の事業者が分担し実施しているJCM運営業務を統合するとともに、主務大臣に代わり、JCMクレジットの発行、管理等を行うことができる指定法人制度を創設する。



② 地域脱炭素化促進事業制度の拡充

- 現状、市町村のみが定める再エネ促進区域※等について、都道府県及び市町村が共同して定めることができることとし、その場合は複数市町村にわたる地域脱炭素化促進事業計画の認定を都道府県が行うこととする。
- 許認可手續のワンストップ化特例について、対象となる手續を新たに追加する。

※再エネ促進区域：地方公共団体実行計画において定められる、地域共生型の再エネ導入等を促進する区域

上記に加えて、日常生活における排出削減を促進するため、以下に関する規定を整備

- 原材料の調達から廃棄までのライフサイクル全体の排出量が少ない製品等の選択の促進
- 排出削減に資するライフスタイル転換の促進 等

2030年度の温室効果ガス46%削減、2050年カーボンニュートラルの実現へ

